

「河津川水系流域委員会」傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行ない、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴すること。発言、拍手その他の方法による可否の表明等をしてないこと。
- (2) 会場内での飲食、喫煙はしないこと。
- (3) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 会議を傍聴することにより得た情報のうち、個人情報や貴重動植物の生息を脅かす情報については、他にもらしてはならない。
- (5) その他、会議の支障となる行為はしないこと。

3 秩序の維持

- (1) 傍聴者は事務局の指示に従って下さい。
- (2) 傍聴者が2の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。